

財政健全化プログラム

平成 11 年 12 月

千葉県

目 次

はじめに	1 頁
本県財政の現状と課題	2 頁
中期的な財政見通しについて	5 頁
財政健全化プログラムの策定	6 頁
具体的な取組みと財源確保目標額	8 頁
推進体制の整備	14 頁
資 料 編	15 頁

は じ め に

- ・ 本県財政は、現在の経済状況、景気回復と税収動向のタイムラグなどを考慮すると、一般財源の太宗を占める県税や、地方交付税には多くを見込めず、他方で公債費や経常経費などの増加要因等を考え合わせると、平成12年度以降においても、今年度をさらに上回る巨額の財源不足が見込まれ、このままでは「財政再建団体」への転落が、まさに現実の問題となりつつあるなど、危機的な状況におかれている。
- ・ 財政再建団体に転落した場合、国の指導監督の下、職員定数の削減をはじめ、国の水準を上回るサービスや県独自の諸事業について、縮小・廃止などの大幅な見直しが避けられなくなることから、こうした最悪の事態は、何としても回避しなければならない。
- ・ このプログラムは、このような背景の中で、一刻も早い財政の健全化を図るため、平成9年9月に策定した「財政改革指針」の基本的な考え方に沿いながら、予想される巨額の財源不足に対応し、今後の財政運営の方針となるべき具体的な方策を示すことを目的に策定したものである。
- ・ もとより、このような方策を具体的に実施していく過程では、これまでも相当程度の削減措置等を行ってきたことから、これらを上回る見直しは、非常な困難や痛みを伴うものと予想される。
- ・ 今後、県民・議会・市町村をはじめ、関係団体等の御理解と御協力を得ながら、このプログラムで示した方策を大胆かつ着実に実行し、新たな行政課題に対しても的確に対応できる、健全な財政基盤の確立に全庁を挙げて取り組んでいくものとする。

．本県財政の現状と課題

1．本県財政の現状

【 全般的な状況 】

- ・ わが国経済は経済の低迷状態が長引き、きわめて厳しい状況にある。このことが、国及び地方公共団体の税収に深刻な影響を与えており、国・地方を通じて財政は、巨額の財源不足が続いている。

【 地方財政の状況 】

- ・ バブル経済崩壊後の地方税や、地方交付税の原資となる国税収入の低迷、また数次にわたる景気対策の財源である、地方債の増発等により、地方財政の借入金残高は、平成 11 年度末には 176 兆円に達する見込みとなり、公債費などの義務的経費の増加を招く一因となって、地方財政全般が厳しい状況に直面しているが、特に大都市圏の都府県においては、法人関係税を中心とした税収の大きな落ち込みなどにより、一段と厳しい状況にある。

【 本県財政の現状と財源不足への取組み 】

- ・ 本県財政も他の大都市圏の都府県と同様、県税収入の低迷、人件費・公債費・社会保障費等の義務的経費の増加などにより、平成 10 年度以降も多額の財源不足が見込まれたところから、平成 9 年 9 月には「財政改革指針」を策定、さらに平成 10 年 3 月には「千葉県新行政改革大綱」を改定し、歳入確保や歳出抑制に向けた取組みをスタートさせたところである。

【 平成 10 年度決算 】

- ・ 平成 10 年度は、1,388 億円の財源不足が生じたが、「財政改革指針」の趣旨に沿って、歳入確保や事務事業の見直しによる経費の節減を行ったほか、地方債の活用（647 億円）、基金の取崩し（342 億円）、及び公営企業会計からの借入れ（70 億円）など、可能な限りの財源対策を実施した結果、実質収支はかろうじて 12 億 14 百万円の黒字となったものの、オイルショックのあった昭和 50 年度決算以来の、最低水準のものとなった。

【平成11年度の取組み】

平成11年度当初予算段階では、長引く景気の低迷等により、法人関係税を中心に県税収入の大幅な減が見込まれるなどの理由から、1,460億円に上る巨額の財源不足が生じたため、行財政改革の推進による徹底した歳出の削減等や、財政健全化債（580億円）、退職手当債（90億円）、公営企業からの借入れ（100億円）など、可能な限りの財源対策を実施したが、今後の追加財政需要に必要な390億円について、財源不足の解消が図られなかった。

このため、全職員の定期昇給1年間凍結など、新たな人件費の削減措置を講じたほか、9月補正予算において、財源不足の解消を最優先課題として歳入の確保を図るとともに、当初予算で計上したすべての事務事業について改めて再精査を行い、事業の休止・繰り延べ・規模の縮小等の節減合理化を進め、歳出の削減を図ったところである。

この結果、390億円の財源不足のうち、230億円については何とか財源手当のメドが立ったものの、残る160億円について、今後なお、歳入歳出両面にわたる財源対策を実施していく必要がある。

平成11年度の財源不足解消に向けた取組み状況

11年度財源不足額		1460億円	当初予算 編成後の 財源不足 390億
↓			
当初予算で対応した額		1070億円	
対応の内容	行革の推進による徹底した歳出の削減等	300億円	
	可能な限りの財源対策の実施	770億円	
	内訳	財政健全化債	580億円
	退職手当債	90億円	
	他会計からの借入	100億円	
↓			
9月補正で対応した額		230億円	
内容	県税等の見通し	120億円	
	財源不足の解消に向けた歳出の削減等	110億円	
↓			
今後の財源対策必要額		- -	160億円

2. 本県財政の課題

- ・ 県財政は、これまで様々な行政需要に対応するため、県税等一般財源の伸びを上回って歳出規模が拡大してきた。この結果、財政の弾力性を示す指標である経常収支比率は年々増加し、硬直化の度合いを一層深めている。
- ・ また、国税の低迷により地方交付税の総額が確保できないなか、本来交付税措置されるべきものが地方債措置へ振り替えられたことや、国の経済対策に呼応して公共事業を実施してきたことなどにより、平成11年度の県債残高は、一般会計の規模を超えるまでに膨張している。
- ・ さらに、税収が好調な時期に積み立ててきた基金は、平成3年度には2,200億円を超える残高があったものが、年々取り崩しを行ってきた結果、活用できる基金が、平成10年度でほとんど底をついていること、それに加え、一時的な緊急措置として実施してきた公営企業会計からの借入れも、公営企業の資金状況等から、今後このような措置をとることは困難なことなどを考慮すると、既に財政の対応能力は使い切った状況にある。

財政の弾力性を回復し、健全化を図るため、これまで複雑多様化した各種施策を県の役割分担や受益者負担の原則等から、聖域を設けず改めて抜本的に見直し、財政のスリム化を進め、「歳出を、県税収入などの恒常的歳入に見合った規模に抑制」していく必要がある。

本県における決算の推移

(単位：億円・%)

区 分	H 3	H 4	H 5	H 6	H 7	H 8	H 9	H 10	H10/H3
税等主要 一般財源	7859	7607	7409	7312	7598	8115	(7534) 7927	(7441) 8321	(94.7) 105.9
一般会計 歳出規模	13178	13607	14634	14887	15401	15548	(15419) 16040	(15251) 17176	(115.7) 130.3
基金残高	2249	1974	1550	1208	992	846	533	346	15.4
地方債残高	6532	7140	8137	9511	11660	13435	15119	16862	258.1
経常収支比率	75.8	78.2	85.8	88.8	89.2	86.4	95.9	98.7	130.2

* ()内は、地方消費税に関連する影響額を除いた、実質ベースの数値

.中期的な財政見通しについて

財政健全化プログラムにおける具体的な見直しを検討するための前提となる、平成12年度から14年度までの3年間の「中期的な財政見通し」を、本県財政の実態に即し、客観的に試算した。

これによれば、

- ・ 現在行われている景気対策により、わが国経済が回復に向かうことが期待されるが、景気の回復と税収動向にはタイムラグがあり、歳入面から、今後の財政状況に急激な好転を望むことは、非常に困難なこと。
- ・ 一方、歳出面で公債費や経常経費など、増加要因が多いこと。
などから、

このまま財政健全化のための方策を講じない場合、平成12年度以降の3年間で、4,700億円を超える巨額の財源不足が生じるものと見込まれる。

(単位 億円)

区 分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	合 計
歳 入	16,330	16,420	16,600	49,350
県 税	5,970	5,930	5,910	17,810
地方交付税	2,810	2,850	2,880	8,540
地 方 債	1,450	1,450	1,510	4,410
そ の 他	6,100	6,190	6,300	18,590
歳 出	17,810	18,040	18,250	54,100
人 件 費	6,100	6,200	6,300	18,600
投資的経費	3,650	3,650	3,650	10,950
公 債 費	1,650	1,750	1,950	5,350
そ の 他	6,410	6,440	6,350	19,200
差引財源不足額	1,480	1,620	1,650	4,750
平成11年度までに実施した財源確保策に係る分	550	550	550	1,650
再 計 +	930	1,070	1,100	3,100

.財政健全化プログラムの策定

1 . 策定の目的

- ・ 財政再建団体への転落を何としても回避するため、予想される巨額の財源不足に対応するための具体的方策を示し、その実行を通して、新たな県民ニーズに対しても的確に対応できる、健全な財政基盤の確立を図る。

2 . 計画期間

- ・ 財政改革への取組みは永続的に続けていく必要があるが、当面、平成12年度から平成14年度までの3年間、集中的に実施していくこととする。

3 . 基本的な視点

- ・ 「歳出を、県税収入などの恒常的歳入に見合った規模に抑制すること」を基本に、事業の凍結など緊急避難的な措置も視野に入れながら、あらゆる事務事業について、聖域を設けず徹底的に見直す。
- ・ 県財政の関与すべき分野や守備範囲を見直し、国・市町村・民間などとの適切な役割分担の明確化を図る。
- ・ 新たな行政需要への的確な対応を図るため、既存の施策について、その取捨選択、再構築を積極的に行う。

4 . 財政健全化に向けて、取り組む内容

(1) 歳出削減に向けた取り組み

県税収入などの恒常的歳入に見合った歳出規模を確立し、限りある財源を、新たな県民ニーズに適合する分野などへ重点的に投入できるよう、既存のあらゆる施策・事務事業を対象として、県民の理解を求めながら次の事項に取り組んでいく。

人 件 費 の 抑 制

内部管理的経費の徹底した削減

投資的経費の縮減

その他の一般行政経費の抑制

(2) 歳入確保に向けた取り組み

恒常的歳入の根幹である、県税収入の確保に引き続き努めるとともに、住民負担の公平確保の観点と、受益者負担の原則に基づき、県民の理解を得ながら、使用料・手数料について全般的な見直しを行う。

また未利用県有地の積極的な処分をはじめ、可能な限りの自主財源確保策について、あらゆる方面から検討を加えていく。

県税収入の確保
受益者負担の適正化
未利用県有地の売却等

(3) 国に対する地方税財政制度の改正要望

地方財政全体が急速に悪化してきた要因として、地方の事務量と現行の税財源配分との間の不均衡や、不安定な税収構造・交付税基盤など、地方税財政制度自体に内在する問題点がたびたび指摘されている。

本県としても次の事項を中心に、他の自治体との連携を強めながら、国に対し制度改正を強く要望していく。

地方一般財源の総額確保
法人事業税における、外形標準課税の導入
国庫支出金における、地方超過負担の解消
国直轄事業負担金制度の見直し

・具体的な取組みと財源確保目標額 (H12～H14)

1 歳出削減に向けた取組み	目標額	1,550億円
(1) 人件費の抑制	目標額	130億円

職員定数の削減

定員適正化計画の着実な実施を図るとともに、事務事業の必要性・効率性を徹底的に見直すことで、簡素で合理的な組織への再編に引き続き努める。

給与費等の抑制

給与費等に関しては、一般職の定期昇給を1年間凍結するとともに、管理職手当や、知事などの特別職の給料・報酬、期末手当について、平成10年11月から平成12年9月までの間減額するなどの措置を、先行的に実施しているところである。

この他にも、事務事業の効率的な執行に努めることで、時間外勤務手当の更なる縮減を図るなどの方策を検討する。

また、早期退職制度が有効に活用されること等を通し、退職金支払いの平準化や職員構成の改善など、所期の目的の達成を図る。

(2) 内部管理的経費の徹底した削減	目標額	110億円
--------------------	-----	-------

- 内部管理的な経費については、制度面での見直しや効率的な執行に努めるとともに、その必要性や費用対効果などを改めて見直し、徹底的な削減を図ることとして、一般財源ベースで対前年度比、10パーセントの削減を目標とする。

(見直しの例)

- ・ 海外研修については引き続き、休止を原則とするとともに、海外出張・県外出張についても、極力抑制することに努める。
- ・ 各種の印刷製本については、極力、庁内の共用印刷機を活用することとするが、やむを得ず外注する場合でも、体裁や内容、印刷部数などをきめ細かく見直し、必要最小限の費用に抑える。

- ・ 建物の維持管理経費については、管理方法や委託方法をコスト面から重点的に見直すことで、なお一層の縮減を図る。

(3) 投資的経費の縮減 目標額 700 億円

- 投資的経費については、事業期間の延長や着手時期・事業規模の見直し等を行うことで縮減を図るとともに、県債の発行を抑制することとして、一般財源ベースで、補助事業については前年度と同額の範囲内、単独事業については、平成12年度は対前年度比30パーセントの削減（平成13年度以降については、その時点の財政状況等を勘案して具体的な削減率を定める。）を目標とする。

(見直しの例)

- ・ 新規の施設整備事業については、事業の休止・繰り延べ等について検討する。
- ・ 景気対策の観点からも、用地費を抑制する一方、工事費の比率を高めていく方向で配慮する。
- ・ 事業量確保、財源の有効活用等の観点からも、削減目標率の範囲内において、単独事業から国庫補助事業への振り替えに努める。
- ・ 公共工事のコスト縮減に、引き続き積極的に取り組んでいく。
特に、やむを得ない新規施設の整備などに際し、PFI（民間活力による社会資本整備）の導入によるコスト縮減の可能性について検討する。
- ・ 国の経済対策等に係る、公共事業の追加等については、その事業効果、財源措置などを見極め、慎重に対応する。

(4) その他の一般行政経費の抑制 目標額 610億円

- その他、あらゆる既存の施策・事務事業について、聖域を設けず徹底的に見直し、その取捨選択・再構築に努めていくこととして、一般財源ベースで対前年度比、10パーセントの削減を目標とする。

(見直しの例)

- ・ 補助金全般を重点的に見直すとともに、県単独の補助金については、廃止や補助率削減等、抜本的に見直す。
- ・ 限られた財源を有効に活用する見地から、多額の一般財源を要する事業についても、特に重点的に見直す。
- ・ 所得制限による段階的助成、財政力指数による補助率等の割り落とし、利子補給率などについては、予定されている部の再編・整備を見据え、分野ごとの共通的な基準の整備について検討を進める。
- ・ 各種イベントについては、休止または他事業との統廃合等について検討する。
- ・ 県が主催する海外派遣的な事業は、原則として休止する。
- ・ 公社等の外郭団体については、再編・整備等の指針などに基づき、より一層の効率的な運営に向け、具体的に見直しを進めるとともに、県と同様の経費節減を求め、同時に県からの支出金も見直す。
- ・ 調査研究の委託については、原則、内部で行うこととし、やむを得ず外部委託を検討する場合でも、経費や調査項目の精査を行うとともに、緊急性などの観点からも見直す。

(1) 県税収入の確保

- ・ 課税客体の捕そくの徹底や、様々な滞納縮減方策の実施など、課税・徴収の両面から、より効率的で実効性の高い税収確保対策を推進する。
- ・ また法定外普通税等に関する地方税法の改正を契機に、その導入について、今年から調査研究に取り組んでおり、今後とも県内関係者の意見や、経済情勢に配慮しながら、検討を進める。

(2) 受益者負担の適正化

- ・ 使用料・手数料について、前回の改定から3年以上を経過するものは例外無く見直しを行う。前回改正から3年未満であっても、改正時の経緯等から改正が必要なものも、対象に含む。
見直しに際しては、国や他団体との均衡に考慮しつつ、住民負担の公平確保の観点から、適正な料額の設定に努めると同時に、合理的な減免規定の整備にも留意していく。
同時に、コスト的な見地から、施設自体の休・廃止、統廃合、民営化の可能性まで含めて、検討を行う。

(3) 未利用県有地の売却等

- ・ 利用計画が今後とも生じないと認められるなどの事情があり、かつ相当程度まとまった土地については、財源確保の観点から、積極的に売却等を検討する。
- ・ また貸借対照表(バランスシート)の導入について、自治省における研究会の動向等を注視しながら、その作成及び活用について検討を進める。

3. 国に対する地方税財政制度の改正要望

- ・ 以上の（１）歳出削減に向けた取り組み、（２）歳入に向けた取り組みに掲げた各項目は、いずれも県の自主努力の部分であるが、その財源確保目標額の合計額は1,750億円であり、平成11年度までに既に実施した財源確保策に係る分=1,650億円と合わせてみても、中期財政見通しで示した3年間の財源不足額=4,750億円には、なお1,350億円不足している。
 - ・ この不足部分を根本的に解消するには、現行の地方税財政制度の改正による、地方全体の収支改善が是非とも必要であり、従来にも増して地方自治体間の横の連携を深めながら、国に対し、強く要望していく。
 - ・ しかし地方税財政制度が、地方の行政需要を十分満たす水準まで改正されるには、相当程度の時間がかかると予想される。
従って、県の自主努力によっても解消できない財源不足については、当面、財政健全化債や退職手当債などの、資金手当的の地方債の活用もやむを得ないが、その際、借入れ額をできるだけ縮減できるよう、努力する。
- （１）地方一般財源の総額確保
- ・ 地方に対する消費税の配分割合の強化など、国から地方への税源移譲や、あるべき交付税総額の安定的な確保等について、国へ要望する。
- （２）法人事業税における、外形標準課税の導入
- ・ 中小法人への配慮、雇用に対する影響への留意、適切な経過措置の設定などの条件が満たされることを前提にして、地方税収安定化の見地から、その導入を求める。
- （３）国庫支出金における、超過負担の解消
- ・ 本来定められたルールに従って、国庫支出金が満度まで支出されるよう、引き続き、強く要望する。
- （４）国直轄事業負担金制度の見直し
- ・ 事業完了後の維持管理費についてまで、地方が負担している現状の改善などを端緒として、根本的な見直しを求める。

節減等の目標額について（一般財源ベース）

（単位：億円）

区 分		H12～H14	備 考	
財源不足見込み額		4,750		
県 の 自 主 努 力	平成11年度までに実施した 財源確保策に係る分	1,650	< H11に実施した、550億円の内訳 > (1)人件費 190億円 (2)内部管理的経費 30億円	
	新たに財源確保を必要とする額 = +	3,100	(3)投資的経費 200億円 (4)その他一般行政経費 130億円	
	新たな方策に係る財源確保目標額 = a+ b	1,750		
	新たに 取り組 む方 策に 係る 分	1.歳出削減に向けた取り組み a	1,550	
		(1) 人件費の抑制	130	定員適正化計画 等
		(2) 内部管理的経費の徹底的節減	110	対前年度予算比 10%
		(3) 投資的経費の縮減	700	H12県単 対前年度予算比 30%
		(4) その他の一般行政経費の抑制	610	対前年度予算比 10%
	2.歳入確保に向けた取り組み b	200	県税収入の確保策など	
	再 計 +	1,350	国への地方税財政制度 改正要望 当面は財政健全化債、退職手当債 などの活用を図る	

.推進体制の整備

- ・ このプログラムを実行していく過程では、事務事業の大幅な見直しや、既定事業の凍結・休止などの緊急避難的な措置、さらには実施すべき措置の取捨選択など、様々な課題を検討していく必要がある。
- ・ そこで、これらの実行を確かなものとするため、庁内に副知事をキャップ、各部局長等を構成員とする「財政健全化プログラム推進会議（仮称）」を設置し、全庁を挙げて総合的・横断的に取り組むこととする。
- ・ また、予定されている庁内部局の再編整備を見据え、これまでの課単位から部局単位へ、より大きな視点から事務事業の取捨選択が容易になるよう、予算編成作業の日程や、方法について検討を進めるものとする。
- ・ なお、既に設置している「財政健全化のための実務者レベルによる連絡会議」については、実務的な部分の調整機能を活用しながら、上記「財政健全化プログラム推進会議（仮称）」の中に組み込んでいくこととする。

財政健全化プログラム 資料編

資料	1	中期的な財政見通しの積算基礎等について	15 頁
表	2	千葉県の財政状況の推移（一般会計ベース）	16 頁
表	3	平成10年度 一般会計決算収支の状況	17 頁
資料	4	昭和55年度以降の法人関係税収入と 投資的経費の推移	
資料	5	財政再建団体について	18 頁
表	6	定員適正化計画と、職員数の推移について	20 頁
資料	7	先行的に実施している人件費削減策について	
資料	8	公社等外郭団体の見直しについて（概要）	21 頁
表	9	地方交付税の算定基礎の推移	22 頁
表	10	消費税に係る、現行の国と地方との配分割合	
表	11	千葉県における、欠損法人の割合	

【資料 1】 中期的な財政見通しの積算基礎等について

(単位 億円)

区 分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	合 計
歳 入	16,330	16,420	16,600	49,350
県 税	5,970	5,930	5,910	17,810
地方交付税	2,810	2,850	2,880	8,540
地 方 債	1,450	1,450	1,510	4,410
そ の 他	6,100	6,190	6,300	18,590
歳 出	17,810	18,040	18,250	54,100
人 件 費	6,100	6,200	6,300	18,600
投資的経費	3,650	3,650	3,650	10,950
公 債 費	1,650	1,750	1,950	5,350
そ の 他	6,410	6,440	6,350	19,200
差引き財源不足額	1,480	1,620	1,650	4,750
平成11年度までに実施した財源確保策に係る分	550	550	550	1,650
再 計 +	930	1,070	1,100	3,100

* 差引き財源不足額 欄の数値は、平成11年度当初予算編成時における、財源対策前の財源不足額 = 1,460億円を基準として見込んだ数値である。

< 歳 入 >

- 1 県税は、11年度税収見込みを基礎に、名目経済成長率見込み(年0.5%)や、11年度税制改正の影響等を加味して見込んだ。
- 2 地方交付税は、平成11年度の普通交付税決定額(2644億円)を基礎に、税収動向などを考慮して見込んだ。
- 3 地方債は、投資的経費の推計に連動の上、借換え債に係る増などを加味して見込んだ。
- 4 その他の歳入は、平成11年度をベースに所要額を見込んだ。

< 歳 出 >

- 1 人件費については、過去の実績の推移等を考慮して見込んだ。
- 2 投資的経費については、平成11年度見込み額をベースとした上で、計画年度内は同額と見込んだ。
- 3 公債費については、償還年次表の積上げ数値などを基礎として、所要額を見込んだ。
- 4 その他の歳出は、平成11年度をベースに所要額を見込んだ。

平成11年度までに実施した、財源確保策に係る分 = 550億円の内訳について

(単位 億円)

区 分	人 件 費	内部管理的経費	投資的経費	その他の経費	合 計
平成11年度当初予算	30	20	150	100	300
11年度9月補正/事業費分		10	50	30	90
1年間全職員定昇凍結	90				90
11年度県人勸影響額	70				70
合 計	190	30	200	130	550

表 2】 千葉県の財政状況の推移(一般会計ベース)

(単位:億円)

区 分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
主な一般財源 計	7,078	7,466	7,859	7,607	7,409	7,312	7,598	8,115	(7,534)	(7,441)	(7,819)
県 税	5,438	5,959	6,256	5,875	5,652	5,537	5,542	5,737	(5,763)	(5,425)	(5,305)
地方交付税	1,437	1,282	1,350	1,451	1,448	1,499	1,775	2,089	6,156	6,305	6,110
地方譲与税	203	225	253	281	309	276	281	289	1,650	1,982	2,418
地方特例交付金									121	34	33
											63
一般会計歳出規模	11,797	12,468	13,178	13,607	14,634	14,887	15,401	15,548	(15,419)	(15,251)	(14,836)
人 件 費	4,357	4,671	4,920	5,091	5,140	5,269	5,437	5,572	5,711	5,806	5,795
公 債 費	848	804	813	841	1,200	1,176	999	1,140	1,245	1,311	1,481
普通建設(補助)	1,273	1,395	1,419	1,540	1,731	1,859	1,878	1,918	1,755	1,720	1,386
普通建設(単独)	1,673	1,541	1,668	1,742	2,183	2,041	2,358	2,184	1,963	1,569	1,492
基金残高	1,710	2,111	2,249	1,974	1,550	1,208	992	846	533	< 189 >	< 350 >
地方債残高	6,008	6,203	6,532	7,140	8,137	9,511	11,660	13,435	15,119	16,862	17,962
経常収支比率	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	71.0	74.8	75.8	78.2	85.8	88.8	89.2	86.4	95.9	98.7	

平成10年度までは、決算ベース、平成11年度は9月補正後現計予算ベースで表記。

平成9～11年度の県税における()内は、実質収入(県税+地方消費税清算金収入-地方消費税関連支出)を示す。

平成9～11年度の一般会計歳出規模における()内は、地方消費税関連支出を除いた金額を示す。

平成10～11年度の基金残高における< >内は、一般会計が借入れている額を除いた、実質ベースの残高。

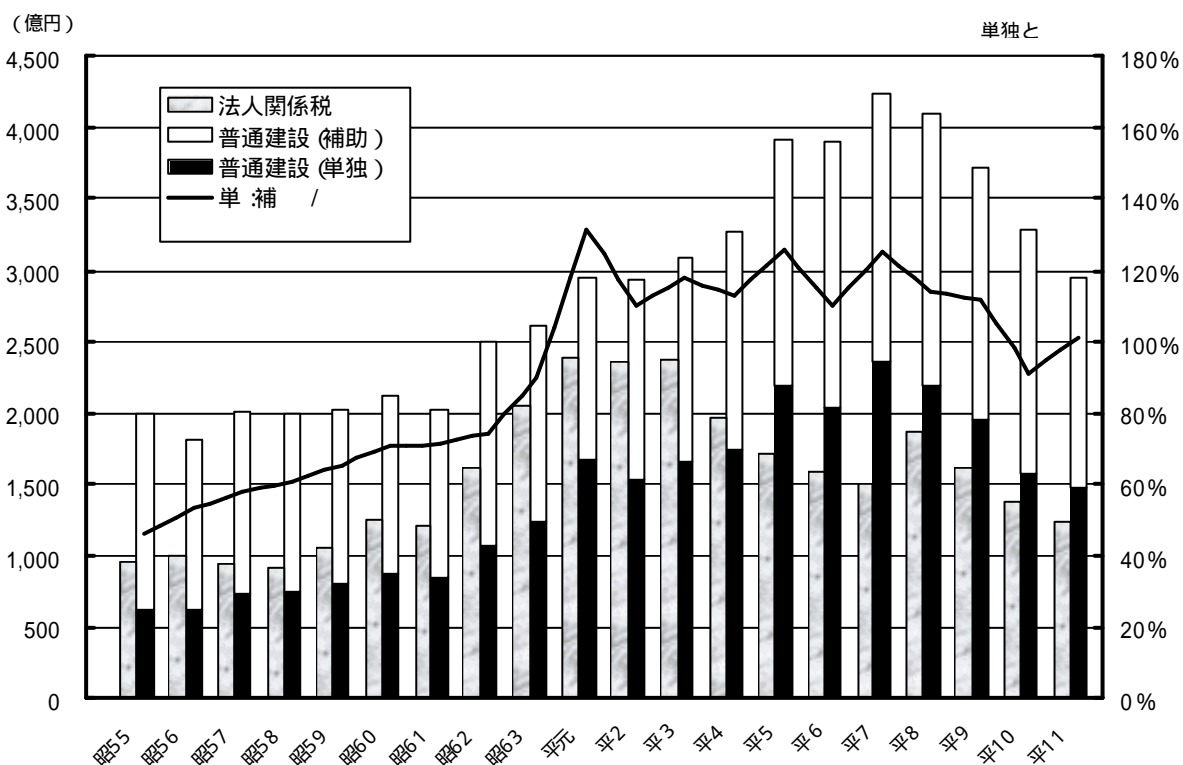
表 3】平成10年度 一般会計決算収支の状況

(単位:億円)

区 分	平成10年度	平成9年度	比 較	増減率
			-	/
歳入総額	17,239	16,133	1,106	6.9
歳出総額	17,176	16,040	1,136	7.1
歳入歳出差引	63	93	30	32.3
実質収支	12	47	35	74.5
地方債の活用	647	424	223	52.6
基金取崩し等	342	226	116	51.3
企業会計借入	70		70	皆増

* 実質収支 = 歳入歳出差引(決算 :63億円) - 翌年度繰越し財源(決算 :51億円)

【資料 4】 昭和55年度以降の法人関係税収入と、投資的経費の推移



【資料 5】 財政再建団体について

(1) 財政再建団体の定義 等

- ・ 地方財政再建促進特別措置法（以下「再建法」と記す。）では、「標準財政規模の5パーセント以上の赤字を発生した都道府県は、自治大臣が承認した財政再建計画に従って財政再建を行う場合でなければ、地方債を起すことができない。」と定めている。

現実問題として、全く地方債を起こさないまま道路・学校をはじめとする、必要最低限の公共施設の維持・整備を行うことは、まず不可能であり、事実上、再建法に基づいて財政再建を行う選択肢しか取り得ないといえる。

本県の場合、平成11年度の標準財政規模は約8,000億円であり、財政再建団体への転落を余儀なくされる、5パーセントの赤字ボーダーラインは、約400億円である。

(2) 再建法に基づく 再建団体となる場合の手続き

議会の議決を経て、自治大臣に対して財政再建を申し出る。

財政再建計画の作成

再建計画の議会議決、及び自治大臣の承認

住民に対する、再建計画の公表

再建計画に基づく、予算の調製

(3) 「財政再建団体」に転落した場合に、予想される事態

国の完全な管理の下、首長や議会の主体性は、ほぼ完全に奪われる。

また、再建計画の変更には、細かな物品の購入に至るまで、自治大臣の承認が必要な事態となる。

長期に渡る職員の昇給停止、希望退職の募集などによる職員定数の削減など、大幅な人件費の削減措置は必至である。

公営住宅の家賃、県立学校の授業料をはじめとする、各種県有施設の使用料・手数料の大幅な値上げも避けられない。

国などの水準を超えた施策は、大幅な見直しを余儀なくされ、県単事業の廃止・縮小、各種団体への補助金の打ち切りなども目白押しとなることが予想される。

(4)財政再建団体数の推移

区 分	府 県	市	町	計
昭和30年	18	171	407	596
35年	18	150	328	496
40年	1	50	97	148
45年		16	39	55
50年		2	7	9
55年		5	3	8
60年			3	3
61年～62年			4	4
昭和63年～平元			3	3
平成2年～3年			2	2
4年～			1	1

(5)千葉県における、再建法適用時代について

1.再建法適用の背景

- 戦後の地方自治制度の強化に、急激なインフレ進行が重なり、地方財政は急激に膨張したが、地方財源の制度的手当が不十分であり、地方公共団体の赤字は全国的に累増していった。

このような状況に鑑み、昭和30年12月、地方財政再建促進特別措置法が公布施行され、地方公共団体の赤字解消、財政再建の促進が図られることとなった。

千葉県においても、全国的な例に漏れず、最悪の財政状況に陥っていたため、昭和31年5月臨時県議会で「再建法」適用申請申出の議案を可決、同年11月臨時県議会で再建計画を可決、11月1日付けで、自治庁長官の正式な計画承認を受け、再建団体としての道を歩み始めた。

2.当初再建計画の概要

(1) 財政再建の期間

昭和31年度から昭和38年度の8年間

(2) 計画の概要

- <歳入関連>
 - ・ 県税徴収歩合の向上、起債の圧縮、使用料・手数料の増収、財産処分強化
 - ・ 法定外普通税として、犬税（1頭700円）を創設（昭和30年度～32年度）
- <歳出関連>
 - ・ 職員定数の減員、宿日直手当・時間外勤務手当の縮減
 - ・ 物件費など、庁内管理的経費の徹底的な圧縮
 - ・ 投資的経費における、事業規模の見直し

3.再建計画の実施状況

- 地方税財政制度の充実・強化、経済の好況、京葉工業地帯造成の進展などによる県税収入の増加などの好条件にも恵まれ、計画2年度目の32年度には早くも単年度決算黒字に転じるなど、財政状況の好転は目覚しく、当初計画より2年早い昭和36年度をもって、再建計画は完了した。

<計画期間中の、実質収支の状況>

(単位:百万円)

	S31	S32	S33	S34	S35	S36	S37	S38
再建計画	205	381	555	601	481	243	18	125
実決算	17	172	212	590	523	787	-	-

表 6】定員適正化計画と、職員数の推移について

(単位:人)

区 分	定員適正化計画 (H10~H14)	平成 9年 (基準人数)	平成 10 年		平成 11 年	
			増 減	職員数	増 減	職員数
一 般 行 政 部 門 (除 社会福祉施設)	250	8,467	59	8,408	99	8,309
教 育 部 門	1,460	41,343	412	40,931	425	40,506
水道・土地造成等の 企業会計部門	70	2,686	24	2,662	64	2,598
合 計	1,780	52,496	495	52,001	588	51,413

資料 7】先行的に実施 (H11.9 月定例県議会までに議決済)している人件費削減策について

1. 一般職に対する措置

- (1) 定期昇給の凍結 全職員について、平成11年10月1日以降の定期昇給を1年間凍結する。
- (2) 管理職手当の減額措置
 - <平成10年11月~平成11年9月>
 - 管理職全員 10%
 - <平成11年10月~平成12年9月>
 - 本庁課長相当以上 15% 左記以外の管理職 10%

2. 知事等、常勤の特別職に対する措置

- (1) 給料の減額 下記の額を、平成11年10月から1年間減額
 - 知事 20% 副知事、出納長 10%
 - 常勤監査委員、知事秘書 5%
- (2) 期末手当の減額
 - <平成10年12月~平成11年6月> 対象者全員について、10%
 - <平成11年12月~平成12年6月>
 - 知事 15% 副知事、出納長、常勤監査委員、知事秘書 10%

* なお県議会議員についても、全議員(98人)を対象に、
 議員報酬 平成11年10月から1年間、10%減額
 期末手当 平成10年12月~平成12年6月までの間、10%減額
 を実施中

【資料 8】 公社等外郭団体の見直しについて (概要) (平成 11 年 3 月策定)

- * 対象団体 …… 千葉県公社等事務推進連絡協議会加盟団体、
及び県出資率 25%以上の 63 団体

1. 再編・整備等の方針

(実施時期) 平成 12 年度を目途に実施する

・ 再編・整備に取り組む必要がある団体 ……………	11 団体
・ 団体のあり方等について検討を行う必要がある団体 ……	4 団体
・ 経営改善への早急な取組み等が必要な団体 ……………	4 団体
・ 当面、経営合理化等に努める必要がある団体 ……………	28 団体
(合計)	47 団体)

2. 公社等外郭団体指導指針 (及び運用について)

(1) 常勤役員数の削減

- ・ 平成 13 年度を目途に、全体として常勤役員数の 1 割程度の削減を目指す。

(2) 役員報酬

- ・ 経営状況、他の団体との均衡等を勘案の上、社会的に妥当な水準に設定する。

(3) 役員の退職手当

- ・ 県退職者である常勤役員については、原則として、退職手当は支給しない。

(4) 職員数

- ・ 効率的・弾力的な配置に努め、既存事業の見直し、事務処理方法の改善等により、職員数の削減に努める。

(5) 職員の給与

- ・ 県及び他の団体との均衡、経営状況等を勘案して設定する。

(6) 職員の定年制

- ・ 昭和 59 年千葉県条例第 1 号「職員の定年等に関する条例」に準じることを原則とする。

表 9】 地方交付税の算定基礎の推移

(単位:百億円、%)

	H6最終	H7最終	H8最終	H9最終	H10最終	H11当初
国税の一定割合分	1,290	1,266	1,294	1,475	1,313	1,233
法定加算額等	83	36	101	73	117	55
特別会計借入金等	346	385	294	165	375	798
合計(交付税総額)	1,553	1,615	1,689	1,713	1,805	2,086
借入金等の割合	22.3	23.8	17.4	9.6	20.8	38.3

表 10】 消費税に係る、現行の国と地方との配分割合

消費税率(5%)	
(国税)消費税:4%	地方消費税:1%
配分率 800	200
	交付税原資 29.5%
	配分率 236
国 564	地方 436

最終的な、国と地方の配分割合

表 11】 千葉県における、欠損法人の割合

	全法人数	欠損法人数	割合
	社	社	%
H 7	102,336	66,480	65.0
H 8	103,886	68,648	66.1
H 9	104,329	68,722	65.9